

<遺言書検認>

1 概要

遺言書の保管者又はこれを発見した相続人は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その「検認」を請求しなければなりません。

なお、公正証書による遺言のほか、法務局において保管されている自筆証書遺言[※]に関する交付される「遺言書情報証明書」は、検認の必要はありません。

検認とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。

検認の手続は、通常は以下のように行われます。

- ① 検認の申立てがあると、相続人に対し、裁判所から検認期日（検認を行う日）の通知をします。申立人以外の相続人が検認期日に出席するかどうかは、各人の判断に任せられており、全員がそろわなくても検認手続は行われます（申立人には、遺言書、申立人の印鑑、そのほか担当者から指示されたものを持参していただくことがあります。）。
- ② 検認期日には、申立人から遺言書を提出していただき、出席した相続人等の立会のもと、裁判官は、封がされた遺言書については開封の上、遺言書を検認します（封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会いの上開封しなければならないことになっています。）。
- ③ 検認が終わった後は、遺言の執行をするためには、遺言書に検認済証明書が付いていることが必要となるので、検認済証明書の申請（遺言書1通につき150円分の収入印紙と申立人の印鑑が必要となります。）をすることになります。

※ 遺言書保管制度については、「法務省のホームページ」（別サイト）をご確認されるか、最寄りの法務局にお問い合わせください。

2 申立人(申立てができる人)

- ・遺言書の保管者
- ・遺言書を発見した相続人

3 申立先

遺言者の最後の住所地の家庭裁判所となります。

遺言者の最後の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

(遺言者の最後の住所地)	(申立先)
東京23区内、三宅村、御藏島村、小笠原村	東京家庭裁判所（本庁）
八丈町、青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

遺言者の最後の住所地が東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

収入印紙・・遺言書（封書の場合は封書）1通につき 800 円
連絡用の郵便切手・・84 円×（申立人+（相続人数×2））枚、

10 円×（申立人+相続人数）枚

※「申立人兼相続人」は、申立人として算出してください。

※「相続人数」には、受遺者も含みます。

5 申立てに必要な書類

- ・申立書1通・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・遺言者の戸籍謄本（除籍、改製原戸籍）（出生時から死亡までのすべての戸籍謄本）
相続人全員の戸籍謄本
→別紙「遺言書検認の申立てに必要な書類（戸籍関係）」を参照してください。

※ 封印されていない遺言書の場合は、申立時に遺言書写しを添付してください。

※ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

《注意》

遺言書の原本は検認期日当日の提出となります。申立時に提出する必要はありません。

注 申立書の記載や資料の提出方法については、別紙「申立てや答弁書の住所の記載について」及び「調停・審判手続において提出する書類について」をお読みください。

注 家事事件手続（審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。

(別紙)

遺言書検認の申立てに必要な書類（戸籍関係）

[戸籍について]

戸籍は必ず「謄本」「全部事項証明」をお取りください。「抄本」「個人事項証明」は不可。

下記戸籍中、重複（共通）するものはいずれも1通で可。

書類を確認した結果、下記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

1 相続人が、「配偶者と第一順位(子・養子)」・「第一順位のみ」の場合

- ① 遺言者の出生時に初めて載った戸籍から、死亡時までの継続したすべての戸籍（全部事項証明、戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本といった戸籍を含む。）
- ② 第一順位の相続人のうち死亡している方がいれば、その相続人の出生時に初めて載った戸籍から、死亡時までの継続したすべての戸籍
- ③ 代襲相続人がいる場合は、代襲相続人の現在の戸籍（3ヶ月以内のもの）
- ④ 相続人全員の現在の戸籍（3ヶ月以内のもの）

2 相続人が、「配偶者と第二順位(父母(養父母も含む)、祖父母)」・「第二順位のみ」の場合

- ① 遺言者の出生時に初めて載った戸籍から、死亡時までの継続したすべての戸籍（全部事項証明、戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本といった戸籍を含む。）
- ② 第一順位の相続人が死亡している場合は、その人の出生時に初めて載った戸籍から、死亡時までの継続したすべての戸籍
- ③ 相続人全員の現在の戸籍（3ヶ月以内のもの）

3 相続人が、「配偶者のみ」「配偶者と兄弟姉妹」「兄弟姉妹のみ」「受遺者のみ」の場合

- ① 遺言者の出生時に初めて載った戸籍から、死亡時までの継続したすべての戸籍（全部事項証明、戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本といった戸籍を含む。）
- ② 遺言者の父母（養父母も含む）の出生時に初めて載った戸籍から、死亡時までの継続したすべての戸籍
- ③ 第一順位の相続人が死亡している場合は、その人の出生時に初めて載った戸籍から、死亡時までの継続したすべての戸籍
- ④ 第三順位の相続人が死亡している場合は、その人の出生時に初めて載った戸籍から、死亡時までの継続したすべての戸籍
- ⑤ 代襲相続人がいる場合は、代襲相続人の現在の戸籍（3ヶ月以内のもの）
- ⑥ 代襲相続人が死亡している場合は、その人の死亡の記載のある戸籍
- ⑦ 相続人全員の現在の戸籍（3ヶ月以内のもの）

申立書や答弁書の「住所」の記載について

申立書や答弁書に記載すべき「住所」とは

東京家庭裁判所

「生活の本拠」のことを指し、氏名と相まってあなたを特定するとともに、審理を行う管轄裁判所を定める基準のひとつとなります。

現在生活している場所が一時的な滞在場所に過ぎない場合や、生活している場所が複数存在する場合などは、具体的な生活実態等を踏まえて、あなたが「生活の本拠」に該当すると思われる場所を記載してください。もっとも、そのように記載された住所であっても、裁判官の判断により「生活の本拠」と認められない場合があります。

名所旧跡など「生活の本拠」とはおよそ考えられない場所を記載することはできません。

ただし、あなたやあなたのご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある場合、**申立書等**には、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができます（もっとも、裁判官から、現在の住所の申告を求められることがあります。）。上記太字の場合、以下に説明する申立書や答弁書の非開示希望や当事者間秘匿の手続は不要です。

現在の住所を記載しなければならない場合に、その住所を相手に知られたくないときは以下の2つの手続の利用を御検討ください。



非開示希望

住所やその他の情報が相手に知られることで、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められる場合に、相手からの閲覧謄写申請に備えて、事前に、あなたの希望を申し出る手続です。

●住所について非開示希望が認められても、調停成立や審判のときには、調停調査等に記載する住所の申告が必要です。その場合、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができますが、裁判官から、現在の住所の申告を求められる場合があります。

●非開示希望の手続は、申立書や答弁書以外の資料等に含まれる住所以外の情報についても利用できます（あなたの勤務先やお子さんの学校名など）。

●非開示希望を申し出るには、非開示の希望に関する申出書を提出してください。

●裏付け資料の提出は原則として必要ありません。手数料等の負担はありません。

当事者間秘匿

あなたを特定する情報（あなたの氏名、本籍、住所等）が相手に知られることで、あなたが社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがあるとき、申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続です。

●申立てには以下の①～④の提出が必要です。

- ①秘匿決定の申立書
- ②秘匿事項届出書面
- ③あなたが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれについての裏付け資料
- ④申立手数料 収入印紙 500円

郵便切手（審判・調停と同時申立て） 500円×2枚

(上記以外) 500円×2枚、100円×1枚、84円×3枚、10円×1枚

●申立てが認められた場合、

- ・申立書等に「代替氏名A」「代替住所A」などと記載することができます。
- ・相手が取消し申立てなどをすることあります。

●申立てが却下された場合、申立人は、不服申立て（即時抗告）ができます（申立手数料等が別途必要です。）。



どちらの手続も、裁判官の判断により認められないことがあります。

2つの手続の適用場面やメリット・デメリットを踏まえて、自分にあった手続を自分で選ぶんですね。

調停・審判手続において提出する書類について

東京家庭裁判所

調停・審判手続では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停では調停委員会の指示に、審判では裁判官の指示に従って提出してください。

資料等を提出するときの留意点

- 書類には、相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることを書かないでください。
- 相手に知られたくない情報が資料に含まれている場合、裁判所に見せる必要がないと思われる部分（例：源泉徴収票の住所、マイナンバー等）に、マスキング（黒塗り）をして、その部分が見えないようにしてから提出してください。
- 相手に知られたくない情報の部分を裁判所が見る必要がある場合は、非開示希望の手続をしてください。
- 調停手続では、裁判所用のコピー 1通を提出するとともに、調停期日には、ご自身用の控えを持参してください（提出する書類を相手に見せる必要がある場合は、相手用及び裁判所用として、相手の人数 + 1通のコピーを提出してください。）。
- 審判手続では、提出された書類は、原則として、相手にも交付します。相手の人数 + 1通（裁判所用）のコピーを提出してください。

重要

あなたの大切な情報は、あなた自身の手でしっかりと守ってください。

裁判所は、あなたが提出する書面等に、知られたくない情報が含まれているかを把握することはできません。相手に知られたくない情報がマスキングされることなく、非開示希望の手続もされずに提出されると、その情報が相手に伝わってしまい、重大な事故が発生してしまうことがあります。

裁判所の手続では、自分の情報は、自分でしっかりと管理する必要があるんですね！



書類等の閲覧・謄写（相手が見たり、コピーしたりすること）について

- 申立書は、法律の定めにより、原則として相手方に送付されます。
- 手続の相手は、あなたが裁判所に提出した書類等の閲覧・謄写申請をることができます。
- 調停手続では、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮し、閲覧謄写申請が相当と認められる場合には許可することができます。
- 審判手続では、あなたが提出した書類等が審判の資料とされた場合において、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められない限り、相手からの閲覧謄写申請があったときは、許可されます。

(主張書面及び証拠資料の提出について)

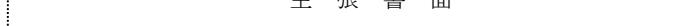
1 主張書面（あなたの言い分や反論等を記載する書面）について

裁判官から「〇〇について記載してください」という指示があった場合は、そのことを中心にA4サイズの用紙（たて向き）に記載してください。

主張書面には、相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることは書かないでください。

秘匿決定がされた場合は、住所や氏名に代えて、代替住所や代替氏名を記載すれば、真実の住所や氏名を記載したものとみなされます（代替氏名の場合は押印不要）。

(記載例)

とじしろ (3 cm) 	令和〇年(家) 第〇〇〇〇号 次回期日 〇月〇日 申立人 ○〇〇〇 相手方 ○〇〇〇
主張書面	
令和〇年〇月〇日 申立人 ○ ○ ○ ○ 	
〇〇に関する主張は、 · · · · · · · · · ·	

2 資料（あなたの言い分を裏付ける書類）の提出について

- ・ A4サイズの用紙に、原寸大でコピーしてください（上記1と同様に、用紙の左側に3cm程度のとじしろ（余白）を空けてください。）。
 - ・ 資料の原本は、調停期日又は審判期日に持参してください。
 - ・ 相手に知られたくない情報やそのことを推測させる情報は書かないでください。それらの情報がある場合は、マスキング（黒塗り）をしてください。
※ 原本に黒塗りしてしまうと、後でその部分の情報がわからなくなってしまいます。コピーに黒塗りをしただけでは隠した部分が裏側から透けて見えてしまう場合があります。コピーに黒塗りし、さらにコピーするといった工夫が考えられます。
 - ・ 個人番号（マイナンバー）も、マスキング（黒塗り）をしてください（家庭裁判所では、マイナンバーが必要な手続はありません。マイナンバーが含まれる書類は、返却の上、再提出をお願いすることがあります。）。
 - ・ 後日、裁判官から、資料の内容を説明する書面の提出を求められる場合があります。

※ マスキングのやり方（例）－ 相手に自分の住所を秘匿している場合

※以下のような書類について
は、特に注意してください。

◎収入関係書類（住所・勤務地）

- ・源泉徴収票・給与明細書
 - ・確定申告書(写し)
 - ・(非)課税証明書など

◎診断書（通院先の病院）

◎通知表（通学する学校）

◎手紙、スマホの画面

(住所、駅名や施設名など)